

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年9月分）

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 都市計画道路事業にかかる事業監理（PM）導入検討等業務委託

2 契約相手方

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、効果的、効率的な都市計画道路事業の推進を図ることを目的に、既存業務の整理・見直しや資料・情報のデジタル化、PM（Project Management）等の導入に向けた検討を実施するものである。

また、道路計画検討・道路設計などの一般的な土木設計業務ではなく、都市計画道路事業全体のプロジェクトマネジメントの導入検討から既存資料のデータベース化まで多岐にわたっており、標準的な実施手法等が定められていない業務である。

したがって、技術力に加え事業全体のマネジメント能力やデジタル技術の活用に関するノウハウなどが必要である。

以上のことから、本業務は標準的な業務手法が定められていない業務となるため、公募型プロポーザル方式を採用し、専門的かつ高度な知識や経験などを審査のうえ、優れた技術力を持つ契約相手方を選定することとした。

選定にあたり、建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の参加表明者が契約予定者として特定された。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局道路河川部街路課 （電話番号 06-6615-6516）

随意契約理由書

1 案件名称 「水の回廊」における整備事業に関する CM 業務委託

2 契約相手方 株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は市内中心部をコの字で囲む「水の回廊」を構成する狭隘な河川内において実施されている端建蔵橋の架替事業と東横堀川等の耐震対策事業に関する事業監理、設計監理、工事監理を行うものである。

事業リスク・事業工程管理などの事業マネジメント支援、多数の関係先との協議支援、設計協議支援等の複雑かつ多岐にわたる幅広い業務を行うものであり、複数の事業間で密な連携を必要とする。

本業務は、通常の業務とは異なり、価格競争により受注者の技術力低下が生じると業務目的を達成することができない業務であり、また、CMR のノウハウや技術的知見、経験等による業務プロセスが重要視されるものであり、標準的な業務手法が定められていない業務である。

本業務について、令和 6 年 11 月 21 日の契約事務審査会において審議を行った結果、公募型プロポーザル方式にて、受託者の選定を行うこととなった。また、学識経験者等により構成する選定委員会において意見を聴取した結果を踏まえ、株式会社建設技術研究所大阪本社を受託者として選定した。

上記を踏まえ、株式会社建設技術研究所大阪本社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局道路河川部橋梁課 （電話：06-6615-6821）